



6月4日～10日

危険物安全週間

「あなたなら無事故の着地  
決められる!」

ガソリン、灯油などの燃料類をはじめ、殺虫剤、除光液、接着剤、塗料、ヘアースプレーなどの危険物や可燃性ガスを利用した製品は、私たちの生活の中で、なくてはならない身近なものです。



しかし、その保管や取り扱いを間違えると大きな火災や事故に繋がることを忘れないでください。これからの季節、気温の上昇とともに危険物は燃えやすい蒸気が発生しやすくなり、火

災などの事故につながる危険性が高まります。危険物の怖さを、今一度考えてみましょう。

【危険物取扱者保安講習会】

日時 7月20日(休)

午後1時30分～4時30分

場所 泉州南広域消防本部

(りんくう)往來北1番地の20)

対象 次のいずれかに該当する危険物取扱者免状取得者

●継続して危険物取扱作業に従事している：前回の講習受講後の最初の4月1日から3年以内  
●新たに危険物取扱作業に従事する：従事する日から1年以内  
(従事する日から過去2年以内に免状を取得または講習を受講している場合は、その日以降の最初の4月1日から3年以内)

定員 160人(先着順)

受講料 4,700円

申込 最寄りの消防署に設置の申込書に必要事項を記入し、郵送で☎550・0013 大阪市西区新町1丁目4番26号ニッケ四ツ橋ビル6階 (公財) 大阪府危険物安全協会へ

※協会のホームページからも申込できます。

問合せ 泉州南広域消防本部 予防課 (☎469・0886 Fax 460・2119)

おめでとうございます

叙勲・憲法記念日知事表彰

市内の次のみなさんが受章・表彰されました。(順不同、敬称略)

【叙勲・褒章】 4月29日付発令

●瑞宝双光章

仲井 慎也(教育功労)

山階 清孝(社会福祉功労)

左農 明雄(警察功労)

●旭日单光章

横河 徳治(選挙管理事務功労)

●瑞宝单光章

高尾 勝好(警察功労)

【憲法記念日知事表彰】

5月3日付発令

●産業功労者

濱野 辰一(農林水産関係)

●公共関係功労者

馬場 眞(市町村関係)

河原 智子(福祉関係)

多持 美智代(福祉関係)

山岡 茂博(福祉関係)

問合せ 秘書課



赤十字運動月間

日本赤十字社は、日本赤十字

社法という法律に基づいて設置

された法人で、赤十字の理念に

基づき、国内災害救援、国際活

動、医療事業、血液事業、そし

て社会福祉活動などの幅広い人

道的活動を展開しています。

このような活動を迅速かつ機

動的に展開するための財源は、

みなさんの募金により支えられ

ています。赤十字の理念や活動

にご理解、ご協力をお願いします。

問合せ 障害福祉総務課

6月は

外国人労働者問題啓発月間

ルールを守った適正な雇用確

保を図るため、6月を外国人労

働者問題啓発月間として、広く

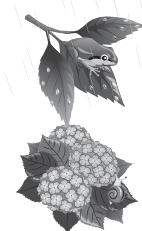
お知らせしています。

事業主の人は、外国人の適正

雇用にご協力をお願いします。

問合せ 泉佐野警察署

(☎464・1234)



かんくうNEWS

問合せ 関西国際空港案内(☎455-2500)  
ホームページ <http://www.kansai-airport.or.jp/>

外国人旅行客にも大人気の  
カプセル自動販売機(ガチャ)を設置

4月7日から、第2ターミナルビル(国際線)に株式会社タカ  
ラトミーアーツのカプセル自動販売機(ガチャ)を設置して  
います。保安検査場横の国際線出発ロビーに96台設置して  
いるほか、国際線出国エリアの搭乗待合室にも22台設置し、お  
客様の搭乗直前までワクワク感をお楽しみいただけます。カ  
プセル自動販売機(ガチャ)は昨今、日本だけではなく外国  
からのお客様にも大人気となっており、関西国際空港では遊  
び方をわかりやすく説明する動画を多言語で放映しています。

第2ターミナルビルとエアプラザ間の連絡バスに  
連節バス2台を新規導入

4月28日から導入した南海バス株式会社の車両は、車体が2  
つ繋がっているほか、低床部分も広く、大量輸送を可能とす  
る車両です。これにより、乗車待ち時間を短縮するほか、車  
内の混雑緩和など、お客様の利便性と快適性を向上します。  
また、この連節バスの導入  
は、空港内における路線バ  
スでは国内初となります。



## 6月は土砂災害防止月間

傾斜が急な山が多い日本は、台風や大雨、地震などが引き金となって、がけ崩れや土石流、地すべりなどの土砂災害が発生しやすい国土環境にあります。土砂災害は一瞬にして、尊い生命や家屋などの貴重な財産を奪うなど、甚大な被害をもたらします。土砂災害防止月間を機に、みなさんも自分の地域の危険な場所を確認したり、避難場所までの経路を歩いてみたりするなど、万が一の事態に備えておきましょう。

「土砂災害から身を守るために知っておきたい3つのポイント」  
 ①住んでいる場所が「土砂災害危険箇所」かどうかハザードマップなどで確認する

土砂災害危険箇所でもなくても付近に「がけ地」や「小さな沢」などがあれば注意が必要です。  
 ②雨が降り出したら土砂災害警戒情報に注意する

雨が降り出したら、「土砂災害警戒情報」に注意しましょう。気象庁ホームページやおおさか防災ネットなどのホームページで確認できるほか、テレビやラジオの気象情報でも発表されます。おおさか防災情報メールや

泉佐野市防災情報ツイッターでも配信しています。

③土砂災害警戒情報が発表されたら早めに避難する

泉佐野市に土砂災害警戒情報が発表されたら、早めに近くの避難場所など、安全な場所に避難しましょう。お年寄りや障害のある人など避難に時間がかかる人は、移動時間を考えて早めに避難することが重要です。

また、土砂災害の多くは木造の1階で被災しています。どうしても避難場所への避難が困難なときは、次善の策として、近くの頑丈な建物の2階以上に緊急避難するか、それも難しい場合は家の中でより安全な場所(がけから離れた部屋や2階など)に避難しましょう。

問合せ 市民協働課



◆おおさか防災ネット

●ポータルサイト:

<http://www.osaka-bousai.net>

●防災情報メール:

登録すれば防災情報メールが送信されます。

登録 QRコードを読み取る

か、Touoku@osaka-bousai.net に空メールを送信してください。↓登録用URLが返信されます。↓返信されたメールの「登録用URL」をクリックし、登録をお願いします。

※登録料・利用料は無料ですが、メールの送受信にかかる通信料は必要です。



▲QRコード

◆防災情報ツイッター:

[http://twitter.com/izumisano\\_Bosai](http://twitter.com/izumisano_Bosai)

### ヘルプマークの配布を開始します

市では、援助や配慮を必要としているみなさんが、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」について、府や市内市町村、関係団体とともにオール大阪による啓発活動を進めます。

6月からヘルプマークの配布を開始しますので、ヘルプマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

ヘルプマークとは…義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としているみなさんが、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするもの

#### ヘルプマーク対象者

援助や配慮を必要としている人  
 ※障害種別・等級、病名などによる条件はありません

配布場所・問合せ 障害福祉総務課  
 (☎463-1212 Fax463-8600 eメール: sho ufuku@city.izumisano.lg.jp)



### 小・中学校使用教科書展示会

市教育委員会では、市立小・中学校で使用中の教科書などを展示しています。ぜひご覧ください。

法定展示期間 (土・日曜日除く)  
 6月16日(金)~7月5日(水) 午前10時30分~午後3時  
 場所 泉佐野市教科書センター(大西1丁目16-5 教育支援センター「さわやかルーム」)  
 内 ☎462-8730  
 問合せ 学校教育課

### 青少年指導者講習会

青少年を指導するための基礎知識や技能を習得する講習会を行います。

日時・場所	内容・講師
6月22日(木) 午後7時~9時 青少年課内プレイルーム	●開講式 ●「ゲーム指導について」 大阪体育大学
6月25日(日) 午前10時~午後3時 稲倉青少年野外活動センター ※雨天決行	●「野外料理にチャレンジ」 大阪体育大学 持ち物 スリッパや室内用靴、タオル、ふきん、軍手、カッパなど雨具
6月27日(火) 午後7時~8時30分 市場消防署(市役所前) 4階会議室	●「救急法講習」 市場消防署救急隊員 ●閉講式

#### 対象

青少年育成指導者、こども会指導者、グループ活動のリーダーおよび青少年活動を志す16歳以上の市内在住・在勤者  
 材料費(6月25日のみ) 1,000円

申込・問合せ  
 6月8日(木)までに学校教育課へ



## 市民後見人養成講座

### オリエンテーション

市民後見人養成講座受講のためのオリエンテーションです。

「市民後見人」は、判断能力が不十分な人の生活を、法律の枠にとらわれない「市民という専門性」で支援し、誰もが地域で安心して暮らすことをめざす地域福祉活動を行う人です。社会貢献への意欲と熱意がある人や「市民後見ってどんなことをするのか？」と関心のある人は、ぜひ参加してください。

**日時** 6月24日(土)

午後2時～4時30分

**場所** 社会福祉センター

3階大会議室

**内容** 成年後見制度の概要と市民後見人の役割、市民後見人活動の紹介、市民後見人養成講座について

**定員** 150人(先着順)

**申込** 大阪府社会福祉協議会ホームページ (<http://www.osakafusyakyo.or.jp/>) または高齢介護課で申込書を入力し FAX または eメールで大阪府社会福祉協議会 大阪後見支援センター (Fax 06・6764・7811 eメール: kokan@pearl.ocn.ne.jp) へ

## 問合先 高齢介護課

※受講無料。駐車場は、数に限りがありますので、公共交通機関でお越しください。

## 犬・猫の不妊・去勢手術 料金の一部を助成します

狂犬病予防法に基づく犬の登録および狂犬病予防注射の接種の向上、犬や猫による生活環境被害の改善を目的として、犬・猫の不妊・去勢手術料金の一部を助成します。

### 注意事項

- 手術を受ける前に、申請が必要で、すでに終わった手術は、対象になりません。
  - 獣医療法第三条に基づき開設の届出をしている大阪府内の診療施設での手術が対象です。
  - 申請手続きに犬・猫を同行させる必要はありません。
  - 助成数には限りがあります。
- 申請・問合先** 手術前に所定の申請書に必要事項を記入し、直接健康推進課へ
- ※7月3日(月)より受付開始。助成金額など、詳しくはホームページをご覧ください。健康推進課へ問い合わせください。



## 特産品相互取扱協定 自治体紹介⑥ ～大阪府柏原市～

本市と特産品協定を締結している大阪府柏原市について紹介します。 **問合先** 農林水産課

- 面積：25.33km<sup>2</sup>
- 人口：70,452人・31,147世帯(平成29年3月末現在)
- 市の花：つつじ ●市の木：このてがしわ

柏原市は、昭和31年に柏原町と国分町が合併し、昭和33年に市政が施行されました。

大阪平野の南東部、大阪府と奈良県の県境に位置し、大阪都心部から20kmの距離にありながら、緑の山々と美しい渓谷、豊かな川の流れなど多彩な自然環境に恵まれています。

山麓には、ぶどう畑が多く、夏から秋にかけてぶどう狩りが盛んに行われ、また、ぶどうからワインづくりも行っており、柏原地ワインとして特産品となっています。また、柏原市役所横の駐車場でトラックの荷台などを使って地元物産品などの販売・宣伝を行う「とくとくトラック市」で地域の賑わいを図っており、本市の佐野漁港も参加しています。ほかに、両市のイベントを通じて交流を進めているところです。

柏原市は「市民が生きいきとし、にぎわいにあふれているまち柏原」を目標に自然と歴史を生かした個性あるまちづくりに取り組んでいます。



▲泉佐野市の佐野漁港も参加した柏原市のイベント「とくとくトラック市」

### 柏原市の特産品



ひやしあめ



シャインマスカット・ピオーネ



かしわら木綿ストール



みかん



柏原河内ワインカステラ



大坂の陣せんべい



柏原ワイン



デラウェア



綿実サラダ油

## 平成29年度 家庭用燃料電池コージエ ネレーションシステム(エ ネファーム) 設置補助

市では、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与するため、市内の住宅で家庭用燃料電池コージエネレーションシステム(エネファーム)を新たに設置し使用する人に、設置費用の一部を補助します。

**対象システム** 未使用品で、一般社団法人 燃料電池普及促進協会 (FCA) が指定したものの対象者 対象システム設置場所に住民登録し、次のすべての要件を満たす市内在住者

- 国が実施するエネファーム導入に係る補助事業を行う
- 自ら居住する住宅に対象システムを設置するか対象システム付き住宅を購入した
- 平成26年3月1日～平成30年2月28日に対象システムを設置し、引渡しを受けた
- 世帯全員が市税を滞納していない

●市補助金の交付を本人または同一世帯の人が受けていない  
**補助金額** 5万円(定額)  
**補助予定件数** 100件以内  
**申込・問合先** 6月15日(休)～来

年3月15日(休)に所定の申請書に必要事項を記入し、直接環境衛生課へ(郵送不可)

※申請書類は環境衛生課窓口にて受け取るか市ホームページ(環境衛生課)からダウンロードしてください。添付書類など、詳しくは問い合わせてください。

## 食中毒は

### 家庭でも発生します

食中毒といえば、飲食店での食事が原因と思われるがちですが、毎日食べている家庭の食事で発生しています。

家庭での発生では症状が軽いと、かぜや寝冷えなどと思われがちで、食中毒と気づかない例もあります。食中毒予防の3原則は、食中毒菌を「つけない・増やさない・やっつける」です。  
**●つけない基本は「手洗い」と「食材の仕分け」**

調理の前後は必ず手洗いをす。また、買い物をした後や冷蔵庫内では、食品の肉汁や魚などの水分が漏れないようにビニール袋などにそれぞれ分けて包む。  
**●増やさない基本は「常温で長時間放置しない」**  
 購入したらすぐに持ち帰り、冷蔵庫や冷凍庫に入れる。

●やっつける基本は「加熱」  
 肉などは、中までしっかりと熱を通す。  
**問合先** 健康推進課



## カンピロバクター食中毒にご用心!

大阪府内でカンピロバクター食中毒が多発しています(平成28年発生件数第1位)。

【原因の多くは「鶏肉や鶏内臓肉の加熱不十分な料理」によるものです】

- 朝引きなど新鮮な鶏肉ほど、カンピロバクター菌が生き残っています。
- 鶏肉や鶏内臓肉からは、高い割合でカンピロバクター菌が検出されています。

●カンピロバクター菌は肉の内部に潜り込むため、タタキや湯引きのように、肉の表面だけを加熱しても菌は生き残ります。  
**【食中毒を防ぐために次のことに気をつけましょう】**

- 鶏肉や鶏内臓肉は中心までしっかりと加熱する
- 鶏刺し、表面を加熱しただけの鶏タタキや鶏湯引きなどは食中毒のリスクが高いので、喫食を控える

**問合先** 泉佐野保健所

(☎464・9688)

## 情報公開制度・個人情報保護制度

問合先 総務課

開かれた市政の実現のため、市政に関する情報を公開する「情報公開制度」と、基本的人権を守るため、市の保有する市民のみなさんの個人情報をも本人に対して開示する「個人情報保護制度」を運用しています。

【平成28年度 運用状況】 (単位:件)

情報公開請求	全部公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ
合計30	8	11	1	8	2
個人情報開示請求	全部開示	部分開示	非開示	不存在	取下げ
合計3	1	1	—	—	1

- 情報公開請求についての審査請求: 3件
- 個人情報開示請求についての審査請求: 1件
- 個人情報の誤りの訂正を求める「訂正の請求」: 0件
- 個人情報の記録の削除を求める「削除の請求」: 0件
- 個人情報の利用の停止を求める「利用停止の請求」: 0件
- 市が実施する個人情報取扱事務: 622件

### 【情報公開コーナー】

制度運用状況の詳細、行政資料の閲覧・コピー、知りたい情報の相談などに利用してください。

※申込不要、利用無料(コピー機の使用は実費が必要)

**場所** 市役所 2階エレベーター前

## 選挙クイズ わかるかな?

選挙って、いつ(何歳)になったら投票できるの?

①社会人 ②中学生(15歳) ③18歳 ④25歳

**問合先** 総合行政委員会(選挙管理委員会)



▲選挙のめいすいくん

【解説】③ 選挙権年齢は長年満20歳以上とされてきましたが、より多くの若い人たちの意見がもっと政治に反映されるよう、平成27年6月に公職選挙法の一部が改正され、満18歳以上に引き上げられました。

## 生ごみ処理機の購入助成

家庭用生ごみ減量化等処理機器の購入費用を一部助成します。

**対象** 次のすべてに該当する

●助成対象の機器である（購入前に環境衛生課で確認してください）

●購入後1年以内である

●世帯員全員が市税を完納している（交付前に審査あり）

●以前に助成を受けたことがあ  
る場合は、前回から5年以上経過している

**助成額** 購入金額（消費税および地方消費税含む）の2分の1

※千円未満の端数は切り捨て、上限は3万円

**申請・問合先** 所定の用紙に必要事項を記入し、購入金額が分かる領収書などの必要書類を添えて環境衛生課へ

※申請書・要綱などは環境衛生課ホームページ（[http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/saikatsu/kankyomenue/gomi/gomi\\_katei/1438670948441.html](http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/saikatsu/kankyomenue/gomi/gomi_katei/1438670948441.html)）からダウンロードできます。



## 野外焼却（野焼き）は禁止です

禁止です

野外焼却の煙による悪臭などの苦情が数多く寄せられています。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、例外を除き「何人も廃棄物を焼却してはならない」となっています。

よりよい環境づくりにみなさんのご協力をお願いします。

### 【例外的に認められる場合】

●震災、風水害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要

●風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要

●農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないもの

●たき火など日常生活を営むうえで通常行われる草木などの焼却で、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微

※例外的に認められた野外焼却を行うときでも、極力少量にとどめ、風の向き・強さ、時間帯などに十分配慮してください。周辺の生活環境などに影響を及ぼす恐れがあるときは、行政指導の対象となります。

**問合先** 環境衛生課

## セアカゴケグモに注意

現在、セアカゴケグモは市全域にわたって生息し、根絶は困難な状況です。被害に遭わないよう十分に注意してください。

### 被害状況

府内で毎年数件の被害があり、多くが庭に置いていたハキモノを履いた時に発生しています。

### 生息場所

日当たりが良く暖かい、昆虫などのエサが豊富にある、巣を張る隙間がある（排水溝、集水マス付近、花壇、プランターのすき間、庭に置いてあるもの、エアコンの室外機、団地やマンションの階段の隅、墓石の周り）など

※4～11月ごろ活発に活動し、巣には枯葉や虫の残がいなどがたくさん付いています。

### 防除方法

生息しそうな場所を日ごろから掃除し、巣を見つけたら棒などで取り除く。排水路は水を流して掃除する。

### 駆除方法

市販のゴキブリ用殺虫剤を噴射したあと踏み潰す。また、卵のうも踏み潰す。作業時は軍手などを着け、素手では絶対に行わない（薄手のビニール製手袋

は適しません）。  
咬まれたときの症状

数分～数十分後に我慢できないほどの強い痛みがあります。通常は数日～1週間くらいで回復しますが、高齢者や子ども、体調の悪い人は重症化し、痛みが全身に広がり、嘔吐や筋肉のけいれんなどの症状がでることもあります。

### 咬まれたときの処置

●すぐに医療機関を受診する  
（止血の必要はありません）

●咬まれ駆除したクモがある場合は、医療機関へ持参する

●受診後、泉佐野保健所（☎462・7701）に連絡する

**問合先** 環境衛生課



## フンの放置は条例違反です

**問合先** 環境衛生課

犬を散歩させるとき、ほとんどの飼い主の人はフンを持ち帰っていますが、なかにはそのまま路上に放置したり、回収したフンの袋をよその生ごみ置場に放置したりして、周辺の人にはたいへんな迷惑となっています。フンを持ち帰るのは飼い主の責任です。また、フンの放置はポイ捨てと同じく泉佐野市環境美化推進条例で禁止されており、違反者には過料が科されることがあります。必ず持ち帰るようにしましょう。



また、野良猫のフン尿や鳴き声は、周辺の人にはたいへん苦痛です。みだりに餌やりを行うのはやめましょう。

犬や猫などのペットのフンは、古新聞などで包んだあとビニール袋に入れて、少量であれば可燃ごみとして処理できます。週2回の可燃ごみの日に、必ずご自宅の生ごみと一緒に市指定袋に入れて出してください。マナーを守り、みなさんの協力で清潔なまちをつくりましょう。



## 6月7日(水)に市・府民税の納税通知書を送付します

問合せ 税務課

納期限までに金融機関（銀行・農協・郵便局など）、コンビニエンスストア、市役所などで納付してください。（年税額の一括納付もできます）

口座振替を利用している場合は、指定口座の残額確認をお願いします。（領収書は送付しませんので、通帳を記帳し確認してください）

### 【納期限内に納めましょう】

納期限までに納税しない場合は、本来納めるべき税額のほかに延滞金をあわせて納めていただくことになります。必ず期限内に納めてください。

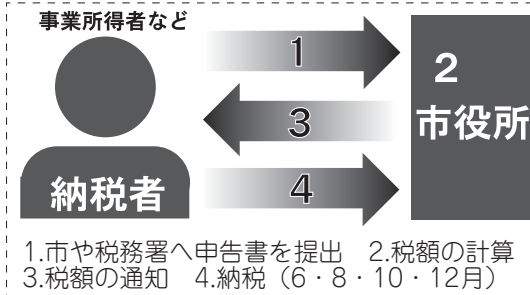
### 【納め忘れのない口座振替をご利用ください】

新たに口座振替を希望する人は、通知書に同封の申込書を利用してください。（期別納付2期分から利用できます。期限までに申し込んでください）

### ◆市・府民税の納め方

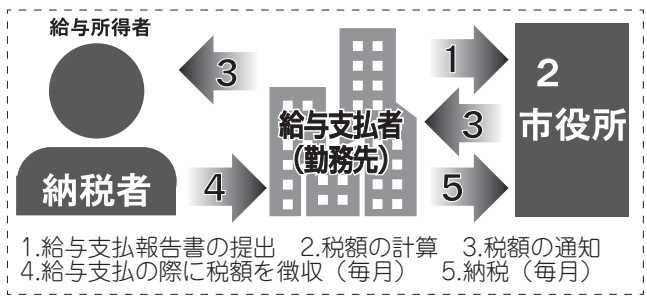
#### 【普通徴収】

事業所得者、年金所得者、会社を退職した人などが金融機関などで納税する方法です。納税通知書により、6・8・10・12月（4回）に分けて納めます。



#### 【給与からの特別徴収】

給与支払者（勤務先）が給与支払時に引き落とした税金を、給与所得者にかわり市に納入する納税方法です。6月～翌年5月の12ヵ月で徴収します。



### 【公的年金からの特別徴収（引き落とし）】

年金支払者（日本年金機構など）が年金から引き落としとして市へ納入します。

**対象** 今年4月1日現在、65歳以上で老齢基礎年金などの受給者

※老齢基礎年金額が18万円未満の人や特別徴収税額未満の人は対象外

#### ■特別徴収される税額

公的年金に係る所得に対する市・府民税の所得割額および均等割額

※給与所得・事業所得などに係る市・府民税は、引き落とし対象外

#### ■特別徴収の方法

●今年度（新たに対象となった年度）…年税額の4分の1ずつを6・8月に納付書で納付し、残りの年税額の3分の1ずつを10・12月、翌年2月の年金から引き落とします。

●2年目以降…前年度の年税額の6分の1ずつを、4・6・8月の年金から引き落とし（仮徴収）します。本年度の年税額から仮徴収した税額を差し引いた残りの3分の1ずつを10・12月、翌年2月の年金から引き落とします。

#### ■特別徴収が中止となる場合

特別徴収開始後に、市外へ転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、特別徴収が中止となり、未納分は納付書での納付となります。

※市外への転出、税額の変更が発生した場合でも一定の要件のもと、特別徴収が継続されます。

#### 【減免制度】

解雇による失業のため所得が皆無になるなどで、市・府民税の納付が困難な人は、所得状況などにより税が減額されることがあります。納期限（今年度1期分からは6月30日(金)）までに申請してください。

※自己都合や雇用期間満了による退職は対象外です。

#### ■個人の市・府民税課税証明書の発行

市役所税務課窓口とコンビニで、6月1日(水)より発行可能となります。詳しくは、税務課へ問い合わせてください。

※5月31日(水)はメンテナンスのため、終日コンビニでの課税証明書の発行ができません。

詳しくは、市・府民税の納税通知書に同封される「市・府民税のしおり」または税務課のホームページをご覧ください。

## 税務署からのお知らせ

問合せ 泉佐野税務署  
(☎462-3471)

### ◆租税教室

泉南地区租税教育推進協議会（事務局 泉佐野税務署内）では、児童・生徒を対象に、社会生活における税の意義や役割を正しく理解してもらうことを目的として、小・中・高等学校などにおける租税教室の開催や、税務署での職場体験の受け入れなどの活動を行っています。

平成28年度には、延べ33校で租税教室を開催し、約3,000人が受講しました。講師は税のプロ（専門家）である税理士などをお願いしています。その他、税務署では中学生の「税についての作文」の募集や、小学生の「税に関する習字」の募集活動を行っています。

